# 里親養育におけるきょうだいの措置とその成果について 何がわかっているか?

国際的な文献レビュー Sarah Meakings、Judy Sebba、Nikki Luke

#### 謝辞

初期の草稿に対して、Paul Adams 氏、Robbie Gilligan 教授、Christine Jones 博士、Sara McLean 博士、Vânia Pinto 氏、Ian Sinclair 教授からいただいた論評に感謝いたします。また、Lynne Blencowe 氏や Ellie Ott 氏など、論評と支援を提供してくださった里親養育者の方々や、一緒にまたは離れてきょうだいを迎えた経験についてフィードバックを提供してくださった里親養育経験者の方々にも心より感謝いたします。また、校正および出版の支援をしてくださった Andrea Diss 氏と Sally Winiarski 氏にも感謝申し上げます。

最終的な文責は著者にあります。

Rees Centre for Research in Fostering and Education (リース里親養育・教育研究センター)は、英国および国際的な里親養育サービスに特別な関心を持つ国際的児童サービスプロバイダーである Core Assets Group とその他の資金提供者による支援を受けています。センターの研究課題は、英国および国際的な主要利害関係者との協議により策定されます。これらの利害関係者には、子どもとその里親養育者、ソーシャルワーカー、地方自治体、公的セクターと独立セクターの管理者などが含まれます。実施される研究とその出版は、大学の倫理プロセスに準拠し、特定の利益団体や資金提供者とは独立して実施されます。

Sarah Meakings, Judy Sebba, Nikki Luke

オックスフォード大学、リース里親養育・教育研究センター 2017年2月

© 2017 REES CENTRE. 無断転載を禁じる

ISBN: 978-0-9934738-8-3 EISBN: 978-0-9934738-9-0

本報告書は早稲田大学社会的養育研究所がオックスフォード大学 Judy Sebba 教授から許可を得て、原著 What is known about the placement and outcomes of siblings in foster care? An international literature review(2017)を日本語訳したものです。

日本語訳作成をご快諾いただいた Judy Sebba 教授、監訳チームで本論文をご担当いただいた 明治学院大学の三輪 清子准教授そして本事業に助成していただいた日本財団に心より感謝申し上げます。

早稲田大学社会的養育研究所 所長 上鹿渡和宏

## 目次

要旨	4
主な知見	4
政策と実践のための提言	5
さらなる研究のための提言	6
本文	7
レビューの背景	7
目的と範囲	9
方法論	9
作業上の定義	10
主な知見	11
エビデンス基盤の制約	17
結論	
政策と実践のための提言	19
さらなる研究のための提言	19
参考文献	21
付 <del>録</del>	24

#### 要旨

#### 主な知見

Children and Young Persons Act (児童少年法、2008) は、地方自治体に、合理的に実行可能な範囲で、福祉を考慮した上で、きょうだいを一緒に養育する義務を課している。既存のエビデンスのレビューは、きょうだいを分離することに子どもを中心とした正当な理由がある場合を除き、養育を受けるきょうだいを共同措置とすることを支持している。

5年前に、英国において2000人以上の社会的養護児童を対象に行ったオフステッド(教育水準監査院)の調査(2012)によると、約3分の2(63%)の児童には少なくとも1人の養育対象のきょうだいがいたが、そのうち71%の児童はきょうだいと同じ措置ではないことがわかった。さらに最近の英国の統計(オフステッド、2015)では、共に措置となるきょうだいの割合が増えただけでなく、別々の措置とする必要があると評価される割合も増加したことが示されている。

この国際研究のレビューでは、きょうだいの里親養育の措置について、どのようなことがわかっている かを検証する。

本報告は、子どもをきょうだいと共に措置とするか、あるいは別の措置とするかの決定に関連する要因 を調査した研究から得られた知見をまとめ、共同あるいは分離の里親委託の成果に関するさまざまなエ ビデンスを検討している。

したがって、本レビューの包括的な論題は、以下の通りである。

#### 里親養育におけるきょうだいの措置とその成果について、何がわかっているか

このレビューでは、少なくとも 2 人のきょうだいが非親族(第三者)による里親養育を受けているきょうだいグループに主に焦点を当てているが、一部の研究では親族による里親養育や居住型施設での措置となった子どものサブサンプルを含んでいる。親族による里親養育を受けるきょうだいグループと居住型施設での養育を受けるきょうだいグループは、(第三者による)里親養育とは成果が異なることが知られているため、除外した(例: Kiraly、2015)。これらの潜在的な要因が知見に与える影響を軽減するため、本レビューでは、対象者の全員または大部分が(第三者による)里親養育である研究に焦点を当てた。きょうだいはいるがそのきょうだいは社会的養護を受けていない場合の、里親養育を受ける子どもの措置を特に調査した研究は除外されている。

電子データベースとウェブサイトを利用して、米国 15 件、オーストラリア 2 件、カナダ 1 件、合計 18 件の研究を特定した。国家間での比較は、文化やサービスの違いによる制約を受ける。レビューの対象となった研究は、2000 年以降に出版され、英語で書かれたものとした。

大部分の研究で、大規模なサンプルを含んでいた。5件の研究では、主に1万人を超える若者の大規模な行政データの二次データ分析が行われ、そのうち4件の研究では、若者の長期追跡を実施した。

他の研究では、質問票や面接資料を主なエビデンスの出典として用いた。我々が実施した過去のレビューの多くと比べて、エビデンス基盤はより堅牢なものであった。

このレビューから得られたエビデンスを比較する際に特に問題となったのは、「きょうだい (sibling)」という言葉の定義についてであった。例えば、二次データを利用した研究では、データベースで事前に決定された定義(通常は母方の血縁)で制約されていた。他の研究では、母親が同じで、同じ家庭環境で生活しているものをきょうだいと定義していた。最近のレビューの中には、若者自身に誰が自分のきょうだいだと思うかを尋ねたものもあった。すべての研究が、きょうだいをどのように定義したかを明らかにしたわけではない。

逆の結果を示す少数のケースを除いて、きょうだいを共に里親養育とすることが政策的にも実践的に も必須であることは認識されているが、きょうだいの措置の成果に関するエビデンスは比較的少ないの が現状である。総合すると、きょうだいと共に里親養育とされた子どもの方が、きょうだいと別々の里親養育とされた子どもよりも、ほとんどの場合、良い成果が得られることを、このレビューの研究から得られたエビデンスは示唆している。非常に深刻な行動上の問題を抱えている若者の中には、きょうだいと別々の措置とされることで恩恵を受ける人もいるようである。 このレビューに含まれている 2 つの介入研究では、里親養育を受けるきょうだいを支援するためにデザインされた養育プログラムの利用に関して、有望な初期の知見が得られている。

#### きょうだいを共に里親養育とするか、別々の里親養育とするかの最初の決定に関連する要因

全体として、子どもをきょうだいと共に措置とするか、あるいは別の措置とするかを決定するには、一般に、互いの相対的な養育開始のタイミング、養育開始時の年齢、きょうだいグループの規模、措置形態が関係していた。

- 同時期に養育を開始したきょうだいは、共に措置とされる可能性が高く、最初に共に措置とされたきょうだいは、そのまま共にいる可能性が高い。
- 年齢の幼いきょうだい、年齢の近いきょうだい、同性のきょうだいは、共に措置とされる可能性が高い。
- 多人数のきょうだいグループは、少人数のきょうだいグループよりも共に措置とされる可能性は低いが、 少なくとも1人のきょうだいと共に措置とされる可能性は少人数のグループよりも高い。
- きょうだいグループは、「第三者」による里親養育よりも親族による養育の方が共にいる可能性が高い。
- 行動上の問題や、里親養育者の利用可能性や意欲などの措置を行うための資源も、措置を決定する上で 重要な要素である。
- 子どものケース (ソーシャル) ワーカーは、きょうだいが別々の措置とされる理由を必ずしも把握していない。

#### きょうだいが共に措置とされた場合と別々の措置とされた場合の成果

- 主に、共に措置とされたきょうだいグループは、措置の安定性が高いとされているが、安定性を検討したすべての研究でこのことが示されたわけではない。
- きょうだいと共に措置とされた後にきょうだいから引き離された年長の子どもたちは、委託不調や、里 親家庭への帰属意識の低下のリスクが特に高いことがわかった。
- 共に措置とされたきょうだいは、特に互いの養育開始時期が近い場合、実親家族と再会する可能性が高かった。共に措置とされたきょうだいの家族再統合も早かった。
- 子どもの感情面および行動面での成果については、きょうだいの共同措置や分離措置との関係はないか、 あるいは、特定の状況では改善することが多くのエビデンスで示された。特定の状態にある特定の子ど もたちにとって、きょうだいが共に措置とされたことが、より好ましい精神的健康状態の成果と関連し ていた。しかし、養育の開始時に高度な行動上の問題を抱えていた子どもたちにおいては、養育を受け るきょうだいと引き離された若者で行動上の成果の改善が見られた。
- 18 件の研究のうち、教育上の成果を調査したのは 2 件のみで、どちらも教育上の成果ときょうだいが共に措置とされたこととの間に正の関連性があると報告した。
- 総合すると、知見は、きょうだいの措置を通じて子どもの心の健康が促進されるという主張を裏付ける ものとなった。

#### 政策と実践のための提言

このレビューの知見は、地方自治体に対して、子どもの福祉を考慮して、可能な場合には養育されるきょうだいを共に措置とするよう求める法律を支持するものである。実際にはごく少数のケースでこれが実施されていない。そこで、特に以下の点で、この要件を完全に実施するため、障壁に対処するためのさらなる作業が必要である。

- 措置の決定には、若者がもっと関与すべきである。若者への面接から、自身の措置の決定に若者を参加させることがより良い成果につながるというエビデンスが増えており(オフステッド、2016)、これはきょうだいグループの措置にも同様に当てはまる。
- 里親養育サービスの管理者は、きょうだいグループを養育する能力と意欲のある里親養育者を採用する 必要がある。例えば、住居の収容力が高い人や、様々なニーズを持つ複数の子どもの養育経験が豊富な 人などである。里親養育者が、離れて暮らすきょうだいの交流を促進するために尽力することも重要で ある。
- 里親養育提供者は、経済的利益、訓練、適切な支援の検討など、きょうだいグループを受け入れること のインセンティブを里親養育に対して明らかにする必要がある。
- 非公式なサービスの計画立案を手助けするため、里親養育提供者は、里親養育を受けるきょうだいを支援するためにデザインされた介入プログラムの影響に関して生まれつつあるエビデンスを考慮する必要がある。このレビューに含まれる介入研究では、きょうだいの共同措置の頻度の増加だけでなく、里親養育を受ける子どもたちのきょうだい関係の質の向上についても、有望な初期の知見が得られている。

#### さらなる研究のための提言

このレビューから、今後の研究のための以下の5つの重要なメッセージが浮かび上がってきた。

- 今後の研究で採用されるきょうだいの定義は明確に定義されなければならず、可能な限り、研究間での 比較が可能になるように、国際的な定義の標準化を試みるべきである。きょうだい関係として定義する パラメーターを人為的に制限した研究では、きょうだいの経験の部分的な理解を提示することしかでき ない。
- このレビューではいくつかの研究が縦断的デザインを利用していたが、これにより、きょうだいを別々に措置とするか共に措置とするかで変化する措置パターンを考慮し、長期的な成果を評価できるため、さらなる研究でも縦断的デザインを利用することを奨励する。このような研究で検討すべき重要な成果は、措置の継続性と永続性である。
- きょうだいの措置状況と幸福度の関係についてのエビデンス基盤を強化するために、さらなる研究が必要である。幸福の定義や測定方法は多岐にわたっており、これが明確なエビデンスを得るための課題となっている。
- 教育とその後の雇用、健康、住宅、犯罪との関係が証明されていることを考えると、きょうだいの措置 状況の文脈における教育上の成果との関係を検討する研究がさらに必要である。
- 里親養育を受けるきょうだいの支援を目的とした介入プログラムの有効性に関するエビデンス基盤を 構築・強化することが急務である。

#### レビューの背景

きょうだい関係は、個人の生涯において最も永続的な関係の一つである(Cicirelli、1995)。

きょうだい関係は、両親やパートナーとの関係など、他の重要な関係よりも長く続く傾向があり、一般的に子どもたちは他の親しい人たちよりもきょうだいとの交流に多くの時間を費やす(Dunn、2007)。西欧諸国では、一般人口の最大 90%が少なくとも 1 人のきょうだいがいると推定されている(Milevsky、2011)。

良くも悪くも、子どもの発達、適応、アイデンティティを形成する上でのきょうだい関係の重要性はよく知られている(Dunn、2002; Edward ら、2006; Davies、2015)。きょうだい関係が社会的、感情的、認知的な発達に及ぼすプラスの影響が示されているが(例えば、Azmitia and Hesser、1993; Downey and Condron、2004 を参照)、同様に対立的なきょうだい関係が続くとあまり好ましくない影響を及ぼすこともあることが実証されている(Yu and Gamble、2008; Gamble ら、2011)。

長期に渡るきょうだい関係の重要性も認識されている (Rast and Rast、2014)。高齢になっても、きょうだいは相互支援と交友関係の重要な源となる可能性がある (White、2004)。きょうだい関係は、軋轢を生み、時には対立することもあるが、それにもかかわらず、きょうだいはお互いの絆を生涯にわたって彼らを結びつけるものと考える傾向がある (Ross and Milgram、1982)。きょうだいから離れて育ち、きょうだいとの交流や知識を持たない子どもたちは、大人になってからもきょうだい関係によるサポートを受けられない可能性があることは、以前から議論されてきた (Kosonen、1996; Herrick and Piccus、2005)。

養育を受ける子どもたちにとって、きょうだい関係は非常に重要な意味を持っており(Shlonsky ら、2005)、子どもたちの保護と癒しの源であると認識されている(McCormick、2010)。家庭外での養育において、きょうだいの存在は、慣れない環境に置かれた子どもたちに、感情的な継続性や安全を感じさせるのに役立つ可能性がある(Shlonsky ら、2005)。英国では、大多数の子どもが虐待やネグレクトの履歴を抱えて養育開始となるが(DfE、2016;ウェールズ政府、2016)、このマルトリートメント(不適切な養育)の文脈におけるきょうだい関係の重要性についての知識はまだ乏しい(Katz and Hamama、2016)。

英国では、Rushton らによる先駆的な研究(2001)により、養育対象のきょうだいの措置の進展とそれに伴う複雑さについての新しい考え方を示した。研究チームは、年齢が高くなってから養子縁組を受けた133人の子どもたちを対象に、きょうだい関係を調査した。彼らは離別と再会のパターンを探り、きょうだいと共に措置とされた場合と別々に措置とされた場合の子どもの成果を検討した。

措置が成功したかどうかの認識は、大人と子どもの関係、子ども同士の関係など、家庭内の人間関係の質に依存していた。ただし、サンプルの大部分(80%以上)に養子縁組措置の子どもが含まれていたため、彼らの研究はこのレビューの範囲と目的の対象外である。

#### 里親養育におけるきょうだいの措置に関する法律上の背景

英国のChildren and Young Persons Act (児童少年法、2008)では、地方自治体に対して、合理的に実行可能な範囲で、福祉を考慮した上で、きょうだいを一緒に養育する義務を課している。他の国でも同様の政策をとっている。例えば、オーストラリアのほとんどの管轄区域では、きょうだいの措置を推奨している。南オーストラリア州の「Office of the Guardian for Children and Young People (子どもと若者の保護者事務所)」(2012)では、きょうだいは可能な限り共に措置とすべきであり、離れている場合には交流を促進する必要があるとしているが、これが実際に行われるかどうかは不明である。Wojciak (2016)は、2008年に導入された米国の連邦政策以前には、きょうだいの措置を対象とする連邦法は存在しなかったと指摘している。この政策では、きょうだいの福祉に反しない限り、きょうだいが同じ里親養育者への措置となるよう「合理的な」努力をしなければならないこと、また、共に措置とできない場合は、きょうだいの福祉に反しない限り、頻繁に交流するよう手配しなければならないことを述べている。

英国において 2000 人以上の社会的養護児童を対象に行った最近の調査によると、約3分の2(63%)の

児童には少なくとも1人の養育対象のきょうだいがいたが、そのうち71%の児童はきょうだいと同じ措置ではないことがわかった(オフステッド、2012)。2014~15年の統計(オフステッド、2015)によると、ほとんどのきょうだいが共に措置を受けており、ほとんどが彼らのアセスメントに従った措置であった。2014~15年には、里親養育を受けているきょうだいを持つ12,250人の子どもが養育開始となり、そのうち81%が共に措置とする必要があると評価されたが、13%が別々の措置となった。

別々の措置が必要と評価された 19%は、別々の措置とされた。これは心強い数字のように見えるかもしれないが、その間にすでに養育を受けていた多くのきょうだいの措置状況は考慮されていない。

#### 既存の文献レビュー

近年出版されたいくつかのレビューでは、里親養育におけるきょうだいの措置に関するエビデンスを検討している(例えば、Hegar、2005; Washington、2007; McCormick、2010; Waid、2014; Jones、2016を参照)。しかし、各レビューの範囲と時期が異なるため、それぞれのレビューに含まれる研究も異なる。いくつかのレビューでは、里親養育と養子縁組を組み合わせており、ほとんどのレビューでは親族による里親養育の研究が含まれている。Hegar(2005)は、17件の研究のレビューで得られた成果をもとに、きょうだいと共に措置とされた場合、子どもたちは少なくとも良好かそれ以上にうまくやっていく傾向があることを観察した。その2年後、Washington(2007)は11件の研究をレビューした。彼女は、子どもたちを別々の措置とすることがやむを得ない正当な理由がある場合を除き、きょうだいグループの措置を支持する強力なエビデンスを報告した。McCormick(2010)は、米国の児童福祉サービスがきょうだいの共同措置を促進できていないことを取り上げ、可能な限りきょうだいを共に措置とすることを支持するエビデンスがあることを示唆している。

Waid (2014) は、きょうだいの共同措置が安定性と永続性に対して特別な利点があることを観察しているが、きょうだいの措置状況が幸福に与えるエビデンスはあまり明確ではなかったと指摘している。さらに最近では、Jones (2016) が、里親養育や養子縁組におけるきょうだいに関する研究をレビューしている。その結果、エビデンスは、子どもたちの最善の利益となる場合、きょうだいの措置を継続的に発展・維持させるよう、政策立案者と実践者に求めることを支持すると結論づけた。最後に、McBeath ら (2014) は、児童福祉におけるきょうだい関係と問題の展開を考察し、里親養育を受ける子どもに対するきょうだいに関連する介入の類型を提示した。これらのレビューは、総合的なエビデンスとして、きょうだいを分離することに子どもを中心とした正当な理由がある場合を除き、養育を受けるきょうだいを共同措置とすることを支持している。

養育を受けるきょうだいの措置に関する文献は、Children's and Young Person's Act (児童少年法、2008) が法制化される前後のいずれでもレビューされているが、本レビューは、里親養育におけるきょうだいの経験と成果に焦点を当てた現代のエビデンスを照合することで、知識ベースに貢献するものである。このレビューを開始した後に出版された Jones (2016) による最近のレビューは、特に養子縁組の文脈におけるきょうだいの措置に関する研究も含むという点で、より広い範囲を対象としていた。

ストラスクライド大学の Jones と Henderson は、現在、社会的養護児童のきょうだい関係の特徴を明らかにするために、Scottish Children's Reporters Administrationが保有するケースファイルの分析を行っている。この研究は、きょうだいの措置や交流の手配に関して、ソーシャルワークの専門家と児童委員会のメンバーが使用するアセスメントや意思決定プロセスに影響を与えることを目的としている。この研究はまだ終了していないため、今回のレビューには含まれていない。里親養育と養子縁組の両方の措置におけるきょうだいの経験と進歩を検討したレビュー(例えば、Hegar、2005; McCormick、2010 などを参照)は、知見をまとめる際に措置形態を必ずしも区別していない。

養子縁組の措置は常に永続的なものが意図されているが、英国では永続的な措置は実親家族との家族 再統合が望ましいとされ、ほとんどの里親養育の措置には同じことが言えない (Boddy、2013)。このよう な違いが、きょうだいの措置に際してソーシャルワークの決定に影響を与えるのかどうか、きょうだいの 力関係が措置に内在する一時的な性質や永続的な性質によって影響を受けるのかどうか、また、きょうだ いの絆をサポートし強化するためのモチベーションやアプローチが里親家庭と養子縁組家庭で異なるの か、どのように異なるのかは明らかになっていない。

このレビューでは特に、里親養育を受けるきょうだいの措置の経験と成果についてわかっていることに関して、明確なエビデンスを示すことを目的としている。里親養育提供者が直面している複雑さや課題をしっかりとしたエビデンス基盤に基づいて解決するためには、養育を受けるきょうだいの措置に関する意思決定者に最新のエビデンスを提供することが不可欠である。

#### 目的と範囲

この国際研究のレビューでは、里親養育におけるきょうだいの措置について、どのようなことがわかっているかを検証する。より具体的には、きょうだいの共同または分離の里親養育措置に関連する要因についての知識をまとめ、きょうだいと一緒に、またはきょうだいと別々の措置とされた場合の子どもの成果についてのエビデンスを検討する。

したがって、本レビューの包括的な論題は、以下の通りである。「**里親養育におけるきょうだいの措置** とその成果について、何がわかっているか」。

このレビューでは、非親族(第三者)による里親養育を受けているきょうだいに主に焦点を当てているが、一部の研究では親族による里親養育や居住型施設での措置となった子どものサブサンプルを含んでいる。親族による里親養育を受けるきょうだいグループと居住型施設での養育を受けるきょうだいグループは、(第三者による)里親養育とは成果が異なることが知られているため、除外した。例えば、親族による里親養育に関する16件の研究のまとめ(Kiraly、2015)では、親族の養育者が著しく劣悪な経済状況を経験していることが指摘されている。居住型施設での養育を受ける子ども達は、教育面の成果が低い(例:Sebbaら、2015)。これらの潜在的な要因が知見に与える影響を軽減するため、本レビューでは、対象者の全員または大部分が(第三者による)里親養育である研究に焦点を当てた。きょうだいはいるがそのきょうだいは社会的養護を受けていない場合の、里親養育を受ける子どもの措置を特に調査した研究も除外されている。

#### 方法論

このレビューでは、里親養育を受けるきょうだいに関する国際的な文献から得られた知見をまとめている。PsycInfo、SCOPUS、ASSIA、Social Policy and Practice、Social Services Abstracts、Social Sciences Citation Index など、多数の電子データベースを検索した。さらに、Coram/British Association for Adoption and Fostering、The Fostering Network、Social Care Institute for Excellence、Chapin Hall、Casey Family Programs などの主要な児童研究機関のウェブサイトを検索し、関連する出版物を検索した。

検索条件は以下の通りである: ("foster care\*" OR "foster parent\*" OR "foster famil\*" OR placement\* OR "substitute famil\*" OR "family foster home" OR "out-of-home care" OR "out of home care" OR "looked after" OR "looked after" OR "alternative care") AND ("\*sibling\*" OR "\*brother\*" OR "\*sister\*" OR "twin\*" OR "separation")。

特定の方法論への制限は設けなかった。電子検索で特定された出版物のタイトルと抄録は、関連性についてスクリーニングした。

#### 各研究の状況

本レビューに含めるために特定された 18 件の研究は、2000 年以降に英語で出版された論文の中から選択された。各研究は、以下の国で実施された。

米国 15

オーストラリア 2

カナダ 1

出版物の詳細は付録に記載されている。

サンプルサイズ (範囲:602~106,563人) が異なる5つの研究 (Shlonskyら、2003; Websterら、2005; Wulczyn and Zimmerman、2005; Albert and King、2008; Akin、2011) では、行政データベースを利用して二次データ分析を行った。二次データ分析は、米国で行われた子どもと青年の幸福に関する全国調査のデータベースを使用した Hegarと Rosenthal (2011) も実施している。他の研究では、質問票、面接、調査を用い、回答者は若者自身 (Linaresら、2007; Barthら、2007; Richardson and Yates、2014; McDowall、2015; Wojciak、2016)、里親養育者(Tarren-Sweeney and Hazell、2005; Leathers、2005; Barthら、2007; Jamesら、2008)、実親 (Linaresら、2007)、およびケースワーカー (Drapeauら、2000; Leathers、2005; McDowall、2015) で構成されていた。

いくつかの研究では標準化された尺度を使用しており、通常は子どもの行動チェックリスト (Child Behavioural Checklist) (Tarren-Sweeney and Hazell、2005; Barthら、2007; Wojciakら、2013) を用いている。

ほとんどの研究では、長期的な視点から措置の変化を追跡する縦断的な研究デザイン、または、きょうだいの措置状況や関連する経験を垣間見る横断的な研究デザインを用いている。レビューには 2 つの介入研究を含めた。Rast と Rast (2014) は、きょうだいの永続性を準備する専門的な里親養育プログラムの症例対照研究を行った。Linares ら (2015) は、里親養育で同居しているきょうだいに対する介入の成果を評価することを目的としたパイロット無作為化試験を実施した。このプログラムは、積極的な交流を増やし、対立を減らし、対立の仲裁戦略を促進することを目的としている。

2つの研究を除くすべての研究が、少なくとも一部のデータを定量的に提示している。James ら (2008) は、その質的研究の中で、ケアリーバーとの詳細なインタビューから得た資料を用いて、養育を受けるきょうだいの措置経験について考察した。

Wojciak (2016) の論文には、里親養育を受ける若者がきょうだいを持つことの意味についての主題分析が含まれている。

#### 作業上の定義

里親養育を受けるきょうだいに関する研究では、きょうだいをどのように定義し、どのようにきょうだいの措置を特徴づけるかということが、方法論上の重要な課題となる。これらの変数の概念が様々で、時には微妙な方法の違いがあるため、レビューした研究の比較は複雑なものとなった。知見を比較する際には、研究で用いられた作業上の定義が異なることを念頭に置くことが重要である。

#### きょうだいの関係

レビューされた文献では、きょうだいの定義がかなり異なっていた。この用語は必ずしも定義されていなかったり (Akin、2001; Shlonsky ら、2003; Barth ら、2007; Wojciak、2013; Rast and Rast、2014; Wojciak、2016)、簡単に概要が説明されていたりするだけであった (Tarren-Sweeney and Hazell、2005)。 行政データベースを用いた研究では、きょうだいの識別は、記録に記載されている事前に決定されたカテゴリーに依存していた。Wulczyn と Zimmerman (2005) は、母親の血縁を介してのみきょうだいをリンクするデータベースを使用した研究で、きょうだいの識別に制限があることを認めている。また、別の研究では、親(またはその他の養育者)を共有し、かつ一緒に暮らしていた場合にのみ、子ども達をきょうだいとしている(Leathers、2005)。きょうだい関係を識別する基準として、母親を共有し、同じ家庭環境

を持つという 2 段階の基準は、他の場所でも使用されている(Drapeau ら、2000; Linares ら、2007; Linares ら、2015)。Albert と King(2008)は、同じ住所を持つ子どもたちを結びつけることで、データベース内のきょうだいを特定した。一方、Hegar と Rosenthal(2011)は、子どもたち自身がきょうだいと見なした人物の記録を含むデータベースを使用した。また、さらに最近の研究では、参加者自身にきょうだいを特定するように依頼することによって、同様に広い定義を採用している(Richardson and Yates、2014)。これらの研究では、若者によって同じ両親から生まれたきょうだい、異母きょうだい、あるいは異父きょうだい、義理のきょうだい、養子のきょうだいが特定された。McDowall(2015)は、若者たちに、自分のきょうだいを特定するように求めたが、その際には、実親家族に由来するという条件をつけた。James らの小規模な質的研究(2008)では、子どもの養育者がきょうだいをどのように概念化しているかに違いがあることを指摘している。これには、生物学的な関係のあるきょうだい、義理のきょうだい、異母きょうだい、あるいは異父きょうだい、事実上のきょうだい(家庭外での養育措置を通じて得たきょうだい)が含まれる。

#### 主な知見

#### きょうだいの措置

レビューされた研究では、きょうだいの措置をどのように概念化するかについても大きな違いが見られた。Tarren-Sweeney と Hazel1 (2005) は、2種類のきょうだいの措置を特定した。1) 少なくとも 1人のきょうだいと同居している場合、2) きょうだい全員が別の場所に住んでいる場合。Shlonsky ら (2003)、また Rast と Rast (2014) も以下の 2 グループを用いた。1) 少なくとも 1人のきょうだいと共に措置とされた場合、2) すべてのきょうだいと共に措置とされた場合。しかし、定義上、この 2 つのカテゴリーは相互に排他的なものではない。Drapeauら(2000)は、2 種類のきょうだいの措置を設定し、子どもたちが里親養育を受ける前の生活環境と関連付けている。 彼女は、里親養育措置の直前に一緒に暮らしていたきょうだいが揃っている場合を「無傷」の措置と呼んでいる。「分離」措置とは、里親養育を受ける直前まできょうだいと一緒に暮らしていた子どもが、少なくとも 1 人はきょうだいから離れた場所に措置された場合として定義される。Barthら(2007)も以下の 2 つのカテゴリーを使っている。1)きょうだいと共に措置とされた場合、2)きょうだいと別々の措置とされた場合(または単独の措置とされた場合)。しかし、「単独の措置とされた場合」のカテゴリーは、きょうだいと別の措置とされた子どもと、きょうだいがいないために単独の措置とされた子どもを合わせたものである。今回のレビューの目的に照らせば、きょうだいと離れて養育を受ける子どもと、きょうだいを持たない養育を受ける子どもとを区別していない調査から得られた知見は、この制約の中で考慮する必要がある。

いくつかの研究では、きょうだい全員が共に措置された場合と、一部のきょうだいが共に措置された場合を区別するために、3 つのカテゴリーを使用していた。カテゴリーは以下の通りである。1) すべてのきょうだいと同居する場合、2) すべてのきょうだいから離れて暮らす場合、3) 少なくとも 1 人のきょうだいと同居しているが、すべてのきょうだいではない場合(Webster ら、2005; Albert and King、2008; Wulczyn and Zimmerman、2008; Akin、2011; Hegar and Rosenthal、2011; McDowall、2015)。

養育を受ける子どもの多くが高い頻度で措置変更をしていることを考えると(例: Sebba ら、2015)、特定の時点での措置によって子どもを分類することには明らかに限界がある。この問題を解決するために、より洗練されたカテゴリーシステムを採用しようと試みる研究者もいる。例えば、Leathers (2005)は、現在の状況と過去の状況の両方を反映した措置パターンをコーディングする戦略を開発した。彼女は、ある特定時点でのきょうだいの措置状況の調査では、子どもたちが過去に経験した措置形態の潜在的な影響を捉えることができないと主張した。彼女が採用したきょうだいの措置カテゴリーは以下の通りである。1)単独の措置とされた場合(常に単独の措置とされている)、2)単独の措置とされた場合(きょうだいと共に措置とされた場合(履歴に一貫性がない)4)きょうだいと共に措置とされた場合(常にきょうだいと共に措置とされている)。Linares (2007)は、変化の中での子どもたちの措置状況について、以下のカテゴリーで説明している。1)いつも共に措置されているきょうだい、2)いつも別々に措置されているきょうだい、3)最初は共に措置されていたが、今は別々

#### きょうだいを共に里親養育とするか、別々に里親養育とするかの最初の決定に関連する要因

レビューに含まれるいくつかの研究では、里親養育を受けるきょうだいの措置状況に影響を与えていると思われる要因を調査している。子どもをきょうだいと共に措置するか、あるいはきょうだいと別々に措置するかを決定する際には、いくつかの変数が繰り返し考慮されることが示された。最も多かったのは、養育開始のタイミング、養育開始時の年齢、きょうだいグループの規模、措置形態に関するものであった。

#### 子どもたちの養育開始のタイミング

きょうだいの措置状況と、きょうだいの養育開始のタイミングを比較した子どもの養育開始のタイミングとの間には、関連があることがわかっている。きょうだいと同時(または1カ月以内)に養育を開始した子どもは、1カ月以上別々に暮らしてから養育を開始した子どもに比べて、共に措置とされる可能性が高いことがエビデンスにより示唆されている(Shlonsky ら、2003; Wulczyn and Zimmerman、2005; Webster ら、2005; Albert and King、2008)。例えば、Shlonsky ら(2003)は、30日以内の差で里親養育を開始したきょうだいは、1ヶ月以上別々に暮らしてから養育を開始したきょうだいと比較して約4倍の確率で共に措置とされることを示している。また、きょうだいの養育を開始する頃には里親家庭が満員になっているという例を挙げ、きょうだいの養育開始が連続している場合のきょうだいの共同措置に伴うロジスティック上の課題が指摘された。Wulczyn と Zimmerman(2005)は、同じ日に養育を開始したきょうだいのうち、すべてのきょうだいと完全に別々にされたのはわずか10%であることを示している。さらに、最初のきょうだいの措置状況が、長期的な措置パターンを強く決定することがわかった。つまり、最初に共に措置とされたきょうだいは、長期的に一緒にいる可能性が高く、一方で、養育を開始するときに別々にされたきょうだいは、別々のままでいる可能性が高いのである。

#### 子どもの年齢

子どもの年齢は、きょうだいの措置状況を決定する上で影響力があるとされている。主に幼い子ども(平均年齢9歳など; Drapeau ら、2000)は、きょうだいと共に措置とされる可能性が高い (Drapeau ら、2000; Shlonsky ら、2003; Wulczyn and Zimmerman、2005)。しかし、Shlonsky ら (2003)によると、10代の子どもたちは、養育対象のきょうだいと共に措置とされる可能性が最も低い一方で、きょうだいグループを分離する決定がなされた場合、グループの中で最も幼い子どもたちが別の措置とされる可能性が高いこともわかった。Tarren-Sweeney と Hazell (2005)の研究では、養育開始時の年齢ときょうだいの措置状況との関連性は証明されなかった。

子どもたちの年齢差も、きょうだいの措置状況に関連する重要な要因であり、年齢の近い子どもたちは共に措置とされる可能性が高く(Drapeauら、2000; Shlonskyら、2003; Albert and King、2008)、他の要因がコントロールされていている場合でも同様である(Wulczyn and Zimmerman、2005)。最年長の子どもから最年少の子どもまでの年齢差が 4 歳を超えるきょうだいグループが共に措置とされる確率は、最年長の子どもから最年少の子どもまでの年齢差が 4 歳未満のきょうだいが共に措置とされる確率の半分であることが示されている(Shlonskyら、2003)。年齢差が 6 歳未満のきょうだいが最初から共に措置とされる可能性は 85%である。この確率は、6 歳を超えて年齢が離れたきょうだいの場合には 69%にまで低下する(Wulczyn and Zimmerman、2005)。

#### きょうだいグループの規模

きょうだいグループの規模は措置状況に影響を与え、一般的にグループの規模が小さいほど、きょうだいが共同措置とされる (Drapeau ら、2000; Shlonsky ら、2003; Wulczyn and Zimmerman、2005; Albert and King、2008)。おそらく当然のことながら、Shlonsky ら (2003) は、きょうだいグループの規模が小さいほど、きょうだいグループが完全に無傷の措置とされた可能性が高かったが、きょうだいグループの

規模が大きくなるにつれて、子どもたち全員が共に措置とされる可能性は減少することを示した。また、他の要因をコントロールした場合、きょうだいグループの規模が大きくなるほど、少なくとも1人のきょうだいと共に措置とされる可能性も高くなることがわかった(Wulczyn and Zimmerman、2005)。Albertと King (2008) の研究では、2人の子どもを含むきょうだいグループの82%が共に措置とされたことが観察された。対照的に、4人の子どもを含むきょうだいグループでは、共に措置とされたのは37%のみであった。Shlonskyら(2003)によれば、5人以上のきょうだいグループは、たとえ同時期に養育を開始したとしても、共に措置とされたことはほとんどないことがわかった。

#### 措置形態

措置形態と養育を受けるきょうだいの生活環境には強い関連性がある。親族による養育を受けている子どもたちは、第三者による養育を受けている子どもたちよりも、少なくとも 1 人のきょうだいと同居している可能性が高く (Shlonsky ら、2003; Tarren-Sweeney and Hazell、2005; Wulczyn and Zimmerman、2005)、すべてのきょうだいと共に措置とされている可能性も高い (Shlonsky ら、2003)。

#### その他の要因

同性のきょうだいペアは、男女混合のペアよりも共に措置とされる可能性が高いことが示されている (Shlonsky ら、2003)。Leathers (2005) は、ケースワーカーに、調査対象となった 197 人の子どものうち 82%が、以前に里親養育を受けるきょうだいと引き離されたことがあるという主な理由を尋ねた。回答者の 3 分の 1 は、子どもの行動に関する懸念を挙げ、5 分の 1 (19%) は、措置を行うための資源が不足しているために引き離されていた。約 5 人に 1 人 (19%) の子どもについては、きょうだいと離された理由をケースワーカーは認識していなかった。James ら (2008) は、その質的研究の中で、次のように述べている。きょうだいを共に措置とするかどうかの判断や、きょうだいの共同措置を継続できるかどうかは、子どもたちの間に見られる対立の程度や、里親養育者がきょうだいグループを受け入れようとする意思や能力など、いくつかの要因に影響されると示唆している。この研究に参加した非親族の養育者は、きょうだいグループを一緒に養育するために直面した要求と課題について以下のように述べた。

「あなただったらどうしますか?子ども達を養育することはできないでしょう。私はそうすることはできませんでした。夫は『これは想定以上に大変な仕事だ....』と言いました。『でも、私たちがこれまでに挑戦から引き下がったことがある?...』と私は言いました。彼らを見て、『ごめんなさい、あなた達はいらないわ...』と言えるでしょうか?ええ、つまり、それは本当に難しいことです…。少なくとも私自身、良心の観点にとらわれてしまったようなものです。否定的な意味でとらわれてしまったわけではないのです。ただ、それ以外の選択肢はないのです。その時点で元に戻すことはできなかったのです。」(James ら、2008、p. 98)

McDowall (2015) は、ケースワーカーに、養育を受ける子どもたちがきょうだいと共に措置とされる状況を確保できたかどうかを評価してもらった。その結果、「かなり成功した」または「非常に成功した」と答えたのは 17%に過ぎず、30%は「ほとんど成功しなかった」または「全く成功しなかった」と回答した。

ケースワーカーは、養育を受けるきょうだいを共に措置とするための活動として、適切な養育者の募集、評価、奨励を行い、意思決定者や関係者にきょうだいグループに代わって働きかける活動を挙げた。 また、ケースワーカーは、きょうだいグループの措置を引き受ける養育者に適切な支援を提供することの重要性を強調した。

全体的に、子どもをきょうだいと共に措置とするか、あるいは別々の措置とするかを決定するのは、一般的に、子どもの互いの養育開始のタイミングに関連しており、同時期に養育を開始した子どもは共に措置とされる可能性が高いことが研究では示唆されている。幼いきょうだいは共に措置とされることが多く、きょうだいグループの規模が小さい場合、特に年齢の幅が狭いきょうだいグループは共に措置とされ

#### きょうだいが共に措置とされた場合と別々の措置とされた場合の成果

きょうだいの最善の利益となる場合はいつでも、里親養育を受けるきょうだいを共に措置とすることが政策的にも実践的にも必須であるにもかかわらず、きょうだいと共に措置とされる場合と、きょうだいと別々の措置とされる場合の子どもの成果に関するエビデンスは、いささか限られたものになっている。このような研究をデザインする際の方法論上の課題は、交絡変数のコントロールにある。そのため、例えば、トラウマが少なく行動上の問題が少ない子どもは、きょうだいと共に措置とされる可能性が高く、その結果、きょうだいの措置状況にかかわらず、より良い成果が得られるということがある。今回のレビューでは、潜在的な交絡因子の影響をコントロールするための一貫したアプローチは見られなかった。

さらに、このレビューに含まれるすべての研究から、変数間の関係の方向性を推測または想定することはできなかった。例えば、きょうだいと共に措置とされた子どもは、きょうだいから引き離された子どもよりも感情面や行動面での困難が少ないことが示されているかもしれないが、感情面や行動面での困難の程度が高いほど別々の措置となる可能性が高くなるのか、あるいは別々の措置とされたことが感情面や行動面での幸福度を低下させるのかは明らかになっていない。

このような限界があることを理解した上で、きょうだいと共に措置とされた場合、または別々の措置とされた場合の子どもたちの成果に関する知見は、以下の4つのテーマに分けて提示する。それは、1)措置の安定性と里親家族内での結束力、2)永続性(家族再統合を含む)、3)健康と幸福、4)教育面の進歩である。

#### 1. 措置の安定性と結束力

きょうだいの措置状況と措置の安定性の関係については、いくつかの研究で検討されている。全体として、きょうだいの共同措置は、一般的にきょうだいが分離された措置よりも安定しており、疑いなく安定性が劣らないことはエビデンスにより示唆されている。

Drapeau ら(2000)によると、養育開始の時点で1人以上のきょうだいと離れた子どもは、養育開始後も同じきょうだいと暮らしている子どもに比べて、経験する不安定性が増すことがわかった。また、無傷のきょうだいグループの子どもは、きょうだいが分離している子どもに比べて、調和したきょうだい関係を持つと認識されていることが観察された。同様に、McDowall(2015)によれば、一部または全部のきょうだいと同居している子どもの方が、措置の安定性が高いことが示されている。Leathers(2005)によると、きょうだいの共同措置の履歴があってきょうだいの数が一定している措置では、単独の措置とされた子どもよりも、委託不調が少ないことがわかっている。措置の継続性は、安定したきょうだい関係を経験することを通して、子どもたちの帰属意識や統合感を促進するのに役立つようである。きょうだいと共に措置とされた後に、きょうだいから引き離された年長の子どもたちは、委託不調のリスクが特に高く、里親家庭に属しているという感覚が乏しいことがわかった。Hegar と Rosenthal(2011)は、きょうだいグループの一部と同居している子どもたちは、きょうだい全員と別居している子どもたちよりも、養育者や里親家族に対してより肯定的な親近感を抱いていることを明らかにした。

Tarren-Sweeney と Hazel1 (2005) は、きょうだい全員から引き離された子どもたちは、少なくとも 1 人のきょうだいと共に措置とされた子どもたちと同程度の措置の安定性を経験していることを示している。有意差はなかったが、特に、すべてのきょうだいから引き離された少女の間では、措置の不安定性が増す傾向が見られた。Albert と King (2008) は、措置の安定性ときょうだいの措置状況の関係を示唆している。その結果、きょうだい全員と生活している子どもの 61%が措置を経験するのは 1 回のみである一方で、部分的に無傷のきょうだいグループで生活している子どもでは 36%、きょうだいから完全に引き離されている子どもは 45%に過ぎなかった。

Rast と Rast (2014) は、きょうだいグループにパーマネンシーを準備する里親養育プログラムを受けた子どもと、従来の里親養育を受けた子どもとそのきょうだいの成果を比較した。介入群の子どもたちは、従来の里親養育を受けた子どもたちと比べて、きょうだいと共に措置とされた確率が高かっただけで

なく、措置の安定性が向上していた。Linares ら (2015) による無作為化対照試験では、きょうだいとその里親養育者で構成される介入群は、きょうだい関係における対立を減らし、親による仲裁を促進することを目的とした 8 週間のトレーニングプログラムを受けた。

その結果、介入群の方が比較群よりもきょうだい間の結束力が高く、遊びの中での相互作用の質が高く、きょうだい間の対立が少ないことがわかった。介入群の里親養育者は、比較群の里親養育者に比べて、より多く対立の仲裁戦略を報告し、また年長の子どもから年少の子どもへのきょうだいの身体的攻撃が少なかったと報告した。

#### 2. 永続性 (家族再統合を含む)

里親養育におけるきょうだいの共同措置により、特に常に共に措置とされた子どもたちにとって、実親家族の再統合の可能性が高まり(Webster ら、2005; Albert and King、2008)、より迅速に再統合される可能性が高いことを示唆するエビデンスがある(Albert and King、2008)。また、家族再統合の可能性は、里親養育において最初から共に措置とされたきょうだいや、養育開始時期が近いきょうだいで高いことがわかっている(Webster ら、2005)。注目すべきは、Webster ら(2005)は、きょうだいグループの規模は、家族再統合の予測には寄与しないことを明らかにしたことである。

Akin (2011) は、永続性に至るための里親養育の出口ルートについての研究で、きょうだいの措置と、家族再統合・後見人・養子縁組を達成する可能性の増加との間の関係を裏づけた。しかし、これは部分的に無傷のきょうだいグループの措置では、当てはまらなかった。永続性に至るためのルートは、きょうだいグループのすべての子どもが共に里親養育の措置を受けた場合にのみ、統計的に高かった。一方、Leathers (2005) は、きょうだいの措置状況は家族再統合とは関連しないとしている。また、里親養育で過去にきょうだいと生活していたものの一人で生活している子どもの場合、後見人や養子縁組によって里親委託から離れる可能性が低いことも分かった。Rast と Rast (2014) は、介入群 (きょうだいグループに永続性を準備する里親養育サービス)の子どもたちが、従来の里親養育措置の子どもたちよりも早く永続性を達成したことを見いだした。

#### 3. 健康と幸福

子どもの感情的・行動的な幸福と適応について、きょうだいの措置状況との関連を調査した研究では、 相反するエビデンスが得られた。調査結果を総合すると、きょうだいでの措置を提供することで子どもの 心の健康を促進するという主張には、限定的な裏付けしかない。特定の子ども、特定の条件では、きょう だいの措置は、より好ましい精神的健康状態の成果と関連していた。

Linares (2007) は、14ヶ月の時点で追跡調査を行ったところ、措置グループの形態(常に一緒、常に別々、最初は一緒だがその後別々)は、報告された子どもの問題行動とは関連していないことを明らかにした。しかし、より洗練された分析では、初期の問題行動が多く委託不調とされた子どもたち(最初は一緒だがその後別々)は、追跡調査時には問題が少ないと評価された一方で、初期の問題行動が少なく委託不調とされたきょうだいは、追跡調査時には問題が多いと評価された。Hegar と Rosenthal (2011) も、両親、若者、教師の報告から、きょうだいの措置形態と行動上の問題との間に全体的な関連性がないことを示している。しかし、非親族による里親養育を受ける子どもたちのサブサンプルでは、教師による報告によると、断片化されたきょうだいグループ(少なくとも1人のきょうだいと共に措置とされたが、すべてのきょうだいでない)の方が、分離グループ(きょうだいの誰とも一緒でない措置)よりも外向性に関わる問題が有意に多かった。

Tarren-Sweeney と Hazel1 (2005) は、きょうだいの措置形態と精神的な健康状態との関連性を示すエビデンスを検討した結果、性別が重要な要因であることを明らかにした。少なくとも 1 人のきょうだいと共に措置とされた少年のメンタルヘルスは、きょうだい全員と離れている少年と比較して、有意な差はなかった。しかし、きょうだい全員と離れている少女は、少なくとも 1 人のきょうだいと同居している少女に比べて、メンタルヘルスの状態と仲間との関係が有意に悪かった。

Richardson と Yates (2014) は、170人の最近のケアリーバーを対象に、5分間のスピーチサンプルを

実施した。このサンプルでは、若者たちに、里親養育を受けたときの様子や、その経験が自分にどのような影響を与えたかについて、中断することなく話してもらった。特に男性では、きょうだいの共同措置と人生の物語の一貫性の向上に関連性が見られた。これらの研究者は、物語に反映されるこの「意味づけ」を、個人の成長や幸福感と結びつけている。

Wojciak ら(2013)は、きょうだいと同居していない子どもたちの中で、きょうだいとの交流が多い子どもたちは、より肯定的なきょうだい関係を持つことを報告している。若者たちが認識しているように、肯定的なきょうだい関係は、内面化症状に対するトラウマの影響を有意に介在していた。

さらに最近では、Wojciak (2016) は、里親養育を受けて以降のきょうだいが存在することの意味を若者に尋ねている。子どもたちにとっては、自分が誰かとつながっていて、一人ではないこと、「何があっても」頼れる人がいて、愛してくれる人がいることを知ることが大切であった。子どもたちは、きょうだいとの別れを経験することで悲しみを感じ、別居することはきょうだい関係の強さに影響を与えていた。きょうだいと別々の措置を受け、その後再会すると、特定の問題が生じる可能性がある。

「ええと、私たちは一緒にいても、傷つきたくないという気持ちがあるので、同居しているきょうだいよりも、お互いを遠ざけてしまう傾向があるので、別々になってから一緒に戻るのは難しいと思います。」 (Wojciak、2016、p.5)

#### 4. 教育面の進歩

グループとして、養育を経験した子どもたちの教育面での達成度は低い(Flynn、Tessier and Coulombe、2013)。社会的養護児童の教育面の進歩は、措置形態や措置の安定性など、特定の措置の特徴に関連して綿密に調査されている(Sebba ら、2015)。しかし、これまでに、きょうだいの措置状況が子どもの教育面の進歩に与える影響については、ほとんど知られていない。レビューされた文献の中で、養育を受けているきょうだいとの同居や別居に伴う子どもの教育面の成果について言及している研究はわずか 2 件であった。限られた知見ではあるが、きょうだいの共同措置は、きょうだいが別々に生活している場合よりも、より好ましい教育面の成果と関連していることが示唆されている。Hegar と Rosenthal (2011) は、教師の評価を用いて、きょうだい全員と共に措置とされた子どもは、きょうだいグループの一部または全員と離れていた子どもよりも成績が良かったことを明らかにした。Richardson と Yates (2014)の研究では、少なくとも1人のきょうだいと一緒に里親養育を受けた期間の長さと、より優れた教育上の能力(達成度、行動、価値観を含む)との関連が示された。社会的養護児童の教育面の進歩は、きょうだいの措置状況との関連に関して十分に調査されていない分野であり、さらなる調査が必要である。

#### エビデンス基盤の制約

里親養育を受けるきょうだいの措置について知られていることを検討するにあたり、既存の文献レビューでは、実施された研究の方法論的進歩が指摘されている(Washington、2007; Jones、2016)。本レビューで得られた知見は、この報告を裏付けるものである一方で、里親養育を受けるきょうだいの措置パターンや成果を調査する研究に内在する複雑なデザイン上の課題を浮き彫りにしている。

きょうだいの識別は、きょうだいに関するあらゆる研究で取り上げるべき基本的な構成要素である。きょうだい関係は、血縁関係だけでなく、養子縁組により法的に形成されることもあれば、家族的な一体感によって形成されることもある。このレビューでは、きょうだいの定義は研究によって様々であり、全く定義されていない場合もあった。行政データベースであらかじめ決められたカテゴリーに依拠した研究は、何をもってきょうだいとするかの範囲が制限されていた。米国では一般的に、同じ母親を持つ子どもだけがきょうだいとして識別できるように、個人が州のデータベースにリンクされている(Hegar and Rosenthal、2011)。事実上、父方の異母きょうだいや、一緒に育っても生物学的な関係がないきょうだいは、常習的にはきょうだいとしての地位を与えられない。本質的に、今回のレビューでは、子どものきょうだいのネットワークの一部しか検討していない研究が多くあった。きょうだい関係を分類する際の柔軟さがないことや明確さの欠如により、研究の再現性や、調査結果を政策や実践に役立てるための知見を用いることにも影響が及ぶ。

Shlonsky ら (2005) は、里親養育におけるきょうだいに関する文献の傾向についての解説の中で、子どもたち自身が誰をきょうだいと見なしているかを認識することの重要性を観察した。彼らは、あまり伝統的ではないきょうだいの絆 (親近感から生まれるものなど)を取り入れないと、きょうだいについての理解や、養育されている子どもたちにとってのきょうだいの重要性が大きく損なわれる可能性があると指摘している。Lery ら (2005) は、きょうだいに関する研究は、意味のあるきょうだい関係の性質を定義するための基準がないために制約される可能性があると指摘している。この報告結果は、本レビューのほとんどの研究に当てはまる。

横断的デザインを用いた今回のレビューに含まれる研究では、ある時点での措置状況と経験を垣間見ることができた。しかし、子どもたちの中には、里親養育の履歴の中に、きょうだいが共に措置となったり、別々に措置となったりしたエピソードが含まれている場合もある。特定の日の子どもの措置状況を単純に分類することで、過去の措置状況を考慮することができる。これは、Leathers (2005) によって措置の継続性がより好ましい成果と関連していることが示されたことを考えると、特に重要なポイントである。さらに、横断的サンプルでは、里親養育の期間が長い子どもの方が特徴的となる可能性が高い。この報告は、Shlonsky ら (2003) でも行われており、横断的研究では、里親養育の開始から終了までを追跡した子どものコホートを含む研究と比較して、里親養育のエピソードが平均よりも長いことを指摘している。最後に、ほとんどのエビデンスは米国で得られたものである。また、背景にあるシステムが国ごとに異なること、そしてその結果、いくつかの知見の転用が制限される可能性があることを認識する必要がある。

きょうだいを共に里親養育とすることが政策的にも実践的にも必須であることは認識されているが、きょうだいの措置の成果に関するエビデンスは比較的少ないのが現状である。総合すると、きょうだいと共に里親養育とされた子どもの方が、きょうだいと別々の里親養育とされた子どもよりも、ほとんどの場合、良い成果が得られることを、このレビューの研究から得られたエビデンスは示唆している。非常に深刻な行動上の問題を抱えている若者の中には、きょうだいと別々の措置とされることで恩恵を受ける人もいるようである。2つの介入研究では、里親養育を受けるきょうだいを支援するためにデザインされた養育プログラムの利用に関して、有望な初期の知見が得られている。

#### きょうだいを共に里親養育とするか、別々の里親養育とするかの最初の決定に関連する要因

全体として、子どもをきょうだいと共に措置とするか、あるいは別々の措置とするかを決定するには、 一般に、互いの相対的な養育開始のタイミング、養育開始時の年齢、きょうだいグループの規模、措置形態が関係していた。

- 同時期に養育を開始したきょうだいは、共に措置とされる可能性が高く、最初に共に措置とされたきょうだいは、そのまま一緒にいる可能性が高い。
- 年齢の幼いきょうだい、年齢の近いきょうだい、同性のきょうだいは、共に措置とされる可能性が高い。
- 多人数のきょうだいグループは、少人数のきょうだいグループよりも共に措置とされる可能性は低いが、 少なくとも1人のきょうだいと共に措置とされる可能性は少人数のグループよりも高い。
- きょうだいグループは、「第三者」による里親養育よりも、親族による養育の方が一緒にいる可能性が 高い。
- 行動上の問題や、里親養育者の利用可能性や意欲などの措置を行うための資源も、措置を決定する上で重要な要素である。
- 子どものケース(ソーシャル)ワーカーは、きょうだいが別々の措置とされる理由を必ずしも把握していない。

#### きょうだいが共に措置とされた場合と別々の措置とされた場合の成果

- 主に、共に措置とされたきょうだいグループは、措置の安定性が高いとされているが、安定性を検討したすべての研究でこのことが示されたわけではない。
- きょうだいと共に措置とされた後にきょうだいから引き離された年長の子どもたちは、委託不調や、里 親家庭への帰属意識の低下のリスクが特に高いことがわかった。
- 共に措置とされたきょうだいは、特に互いの養育開始時期が近い場合、実親家族と再会する可能性が高かった。共に措置とされたきょうだいの家族再統合も早かった。
- 子どもの感情面および行動面での成果については、きょうだいの共同措置や分離措置との関係はないか、 特定の状況では改善することが多くのエビデンスで示された。特定の状態にある特定の子どもたちにと って、きょうだいが共に措置とされたことが、より好ましいメンタルヘルスの状態の成果と関連してい た。しかし、養育の開始時に高度の行動上の問題を抱えていた子どもたちにおいては、養育を受けるき ょうだいと引き離された若者で行動上の成果の改善が見られた。
- 18 件の研究のうち、教育上の成果を調査したのは 2 件のみで、どちらも教育上の成果ときょうだいが共に措置とされたこととの間に正の関連性があると報告した。
- 総合すると、知見は、きょうだいの措置を通じて子どもの心の健康が促進されるという主張を裏付ける ものとなった。

#### 政策と実践のための提言

英国の 4 つの地方における意思決定プロセスの違いを認識することは重要であり、それが異なる機会と障壁を生み出す可能性がある。このレビューの知見は、地方自治体に対して、子どもの福祉を考慮して、可能な場合には養育を開始するきょうだいを共に措置とするよう求める法律を支持するものである。 実際にはごく少数のケースでこれが実施されていないため、特に以下の点で、この要件を完全に実施するため、障壁に対処するためのさらなる作業が必要である。

- 措置の決定には、若者がもっと関与すべきである。若者への面接から、自身の措置の決定に若者を参加させることがより良い成果につながるというエビデンスが増えており(オフステッド、2016)、これはきょうだいグループの措置にも同様に当てはまる。
- 里親養育サービスの管理者は、きょうだいグループを養育する能力と意欲のある里親養育者を採用する 必要がある。例えば、住居の収容力が高い人や、様々なニーズを持つ複数の子どもの養育経験が豊富な 人などである。里親養育者が、離れて暮らすきょうだいの交流を促進するために尽力することも重要で ある。
- 里親養育提供者は、経済的利益、訓練、適切な支援の検討など、きょうだいグループを受け入れること のインセンティブを里親養育に対して明らかにする必要がある。
- 非公式なサービスの計画立案を手助けするため、里親養育提供者は、里親養育を受けるきょうだいを支援するためにデザインされた介入プログラムの影響に関して生まれつつあるエビデンスを考慮する必要がある。このレビューに含まれる介入研究では、きょうだいの共同措置の頻度の増加だけでなく、里親養育を受ける子どもたちのきょうだいの関係の質の向上についても、有望な初期の知見が得られている。

#### さらなる研究のための提言

このレビューから、今後の研究のための以下の5つの重要なメッセージが浮かび上がってきた。

- 今後の研究で採用されるきょうだいの定義は明確に定義されなければならず、可能な限り、研究間での 比較が可能になるように、国際的な定義の標準化を試みるべきである。きょうだいの関係として定義す るパラメーターを人為的に制限した研究では、きょうだいの経験の部分的な理解を提示することしかで きない。
- このレビューではいくつかの研究が縦断的デザインを利用していたが、これにより、きょうだいを離した措置とするか共に措置とするかで変化する措置パターンを考慮し、長期的な成果を評価できるため、さらなる研究でも縦断的デザインを利用することを奨励する。このような研究で検討すべき重要な成果は、措置の継続性と永続性である。
- きょうだいの措置状況と幸福度の関係についてのエビデンス基盤を強化するために、さらなる研究が必要である。幸福の定義や測定方法は多岐にわたっており、これが明確なエビデンスを得るための課題となっている。
- 教育とその後の雇用、健康、住宅、犯罪との関係が証明されていることを考えると、きょうだいの措置 状況の文脈における教育上の成果との関係を検討する研究がさらに必要である。
- 里親養育を受けるきょうだいの支援を目的とした介入プログラムの有効性に関するエビデンス基盤を 構築・強化することが急務である。
- どの調査でも、きょうだい関係の重要性が繰り返し指摘された。McDowell (2015、p. 54) の研究では、あるケースワーカーが次のことを観察している。

「きょうだいは、ほとんどの人(子どもと若者)が持つ最も長い関係であり、私たちはその関係を維持・継続するために支援する義務がある。きょうだいは、18歳以後、互いにとって最も重要な支えになるかもしれない。」

(McDowell, 2015, p. 54)

このレビューが、里親養育を受けるきょうだいの経験についての理解を深め、「社会的養護」児童に可能な限り最善の成果をもたらす措置決定に役立つことを期待している。

- Akin, B. (2011) Predictors of foster care exits to permanency: A competing risk analysis of reunification, guardianship and adoption. *Children and Youth Services Review*, 33, 999-1011.
- Albert, V. and King, W. (2008) Survival analysis of the dynamics of sibling experiences in foster care. *Families in Society*, 89(4), 533-541.
- Azmitia, M. and Hesser, J. (1993) Why siblings are important agents of cognitive development: A comparison of siblings and peers. *Child Development*, 64, 430-444.
- Barth, R., Lloyd, C., Green, R., James S., Leslie, L. and Landsverk, J. (2007) Predictors of placement moves among children with and without emotional and behavioral disorders. *Journal of Emotional and Behavioral Disorders*, 15(1), 46-55.
- Boddy, J. (2013) *Understanding Permanence for Looked After Children: A review of research for the Care Inquiry*. London: The Care Inquiry.
- Cicirelli, V. (1995) Sibling relationships across the lifespan. New York: Plenum Press.
- Davies, K. (2015) Siblings, Stories and the Self: The Sociological Significance of Young People's Sibling Relationships. *Sociology*, 49(4), 679-695.
- Department for Education (2016) *Children looked after in England (including adoption)*: 2015 -2016. SFR41/2016. London: DfE.
- Downey, D. and Condron, D. (2004) Playing well together in kindergarten: The benefits of siblings at home. *Journal of Marriage and Family*, 66(2), 333-350.
- Drapeau, S., Simard, M., Beaudry, M. and Charbonneau, C. (2004) Siblings in family transitions. *Family Relations*, 49, 77-85.
- Dunn, J. (2002). *Sibling relationships*. In Smith, P.and Hart, C. (Eds.) Blackwell handbook of childhood social development. Malden, MA: Blackwell.
- Dunn, J. (2007) *Siblings and socialization*. In Grusec, J. and Hastings, P. (eds) Handbook of socialization, New York: Guilford Press.
- Edwards, R., Hadfield, L., Lucey, H. and Mauthner, M. (2006) Sibling Identity and Relationships: Sisters and Brothers. London: Routledge.
- Flynn, R., Tessier, N. and Coulombe, D. (2013) Placement, protective and risk factors in the educational success of young people in care: cross-sectional and longitudinal analyses. *European Journal of Social Work*, 16(1), 70-87.
- Gamble, W., Yu, J. and Kuehn, E. (2011) Adolescent sibling relationship quality and adjustment: sibling trustworthiness and modeling as factors directly and indirectly influencing these associations. *Review of Social Development*, 20(3), 605-623.
- Hegar, R. (2005) Sibling placement in foster care and adoption: An overview of international research. *Children and Youth Services Review*, 27, 717-739.
- Hegar, R. and Rosenthal, J. (2011) Foster children placed with or separated from siblings: Outcomes based on a national sample. *Children and Youth Services Review*, 33, 1245-1253.
- Herrick, M. and Piccus, W. (2005) Sibling connections: The importance of nurturing sibling bonds in the foster care system. *Children and Youth Services Review*, 27, 845-961.
- James, S., Monn, A., Palinkas, L. and Leslie, L. (2008) Maintaining sibling relationships for children in foster and adoptive placements. *Children and Youth Services Review*, 30, 90-10.
- Jones. C. (2016) Sibling relationships in adoptive and fostering families: A review of the international research literature. *Children and Society*, 30, 324-334.

- Katz, C. and Hamama, L. (2016) The Sibling Relationship in the Context of Child Maltreatment: What Do We Know? What Are the Directions for the Future? Trauma, Violence and Abuse, doi:10.1177/1524838016659878.
- Kiraly, M. (2015) A review of kinship carer surveys. Melbourne: Australian Institute Family Studies.
- Kosonen, M. (1996) Maintaining sibling relationships neglected dimension in child care practice. *British Journal of Social Work*, 26, 809-822.
- Leathers, S. (2005) Separation from siblings: associations with placement adaptation and outcomes among adolescents in long-term foster care. *Children and Youth Services Review*, 27, 793-819.
- Lery, B., Shaw, T. and Magruder, J. (2005) Using administrative child welfare data to identify sibling groups. *Children and Youth Services Review*, 27, 783-791.
- Linares, L., Li, M., Shrout, P., Brody, G. and Pettit, G. (2007) Placement shift, sibling relationship quality, and child outcomes in foster care: a controlled study. *Journal of Family Psychology*, 21, 736-743.
- Linares, L., Jimenez, J., Nesci, C., Pearson, E., Beller, S., Edwards, N. and Levin-Rector, A. (2015) Reducing sibling conflict in maltreated children placed in foster homes. *Prevention Science*, 39, 1-10.
- McBeath, B., Kothari, B., Blakeslee, J., Lamson-Siu, E., Linares, L., Sorenson, P., Jimenez, J., Pearson, E. and Shlonsky, A. (2014) Intervening to Improve Outcomes for Siblings in Foster Care: Conceptual, Substantive, and Methodological Dimensions of a Prevention Science Framework. *Child Youth Services Review*, 1(39), 1-10.
- McCormick, A. (2010) Siblings in foster care: An overview of research, policy and practice. *Journal of Public Child Welfare*, 4, 198-218.
- McDowall, J. (2015) Sibling placement and contact in out-of-home care. Sydney: CREATE Foundation.
- Milevsky, A. (2011) Sibling relationships in childhood and adolescence. New York, Chichester: Columbia University Press.
- Office of the Guardian for Children and Young People. (2012). 2011-12 annual report. Adelaide: Office of the Guardian for Children and Young People. Available at: http://www.gcyp.sa.gov.au/2012/11/annual-report-2011-12/
- Ofsted (2012) Children's Care Monitor 2011: Children on the State of Social Care in England. Manchester: Ofsted.
- Ofsted (2015) National Statistics, Fostering in England 2014-2015. Manchester: Ofsted.
- Ofsted (2016) Social care questionnaires 2016: what children and young people told Ofsted. London: Ofsted. Available at: http://www.slideshare.net/Ofstednews/scq2016whatcyptoldus-69486300
- Rast, J. and Rast, J.E. (2014) Neighbor to family: supporting sibling groups in foster care. Families in Society: *The Journal of Contemporary Social Services*, 95, 83-91.
- Richardson, S. and Yates, T. (2014) Siblings in foster care: A relational path to resilience for emancipated foster youth. *Children and Youth Services Review*, 47, 378-388.
- Ross, H. and Milgram, J. (1982) Important variables in adult sibling relationships: A qualitative study. In Lamb, M.E and Sutton-Smith, B. (1982) Sibling relationships: Their nature and significance across the life-span, New Jersey: Lawrence Erlbaum Associates Inc.
- Sebba, J., Berridge, D., Luke, N., Fletcher, J., Bell, K., Strand, S., Thomas, S., Sinclair, I. and O'Higgins, A. (2015) *The Educational Progress of Looked After Children in England: Linking Care and Educational Data*. Oxford/Bristol: Rees Centre/University of Bristol.
- Shlonsky, A., Webster, D. and Needell, B. (2003). The ties that bind: A cross-sectional analysis of siblings in foster care. *Journal of Social Service Research*, 29(3), 2752.
- Shlonsky, A., Bellamy, J., Elkins, J. and Ashare, C. (2005) The other kin: Setting the course for research, policy and practice with siblings in fostercare. *Children and Youth Services Review*, 27, 697-716.

- Tarren-Sweeney, M. and Hazel, P. (2005) The mental health and socialization of siblings in care. *Children and Youth Services Review*, 27(7), 821-843.
- Waid, J. (2014) Sibling Foster Care, Placement Stability, and Well-Being: A Theoretical and Conceptual Framework. *Journal of Family Social Work*, 17(3), 283-297.
- Washington, K. (2007) Research Review: Sibling placement in foster care: a review of the evidence. *Child and Family Social Work*, 12, 426-433.
- Webster, D., Shlonsky, A., Shaw, T. and Brookhart, M. (2005) The ties that bind II: reunification for siblings in out-of-home care using a statistical technique for examining non-independent observations. *Children and Youth Services Review*, 27, 765-782.
- Welsh Government (2016) Adoptions, outcomes and placements for children looked after by local authorities in Wales, 2015-16 Revised. Statistical First release SDR 132/2016R. Statistics for Wales.
- White, L. (2004) Sibling relationships over the life course: A panel analysis. *Journal of Marriage and Family*, 63(2), 555-568.
- Wojciak, A., McWey, L. and Helfrich, C. (2013) Sibling relationships and internalizing symptoms of youth in foster care. *Children and Youth Services Review*, 35, 1071-1077.
- Wojciak, A. (2016) 'It's complicated.' Exploring the meaning of sibling relationships of youth in foster care. *Child and Family Social Work*, doi:10.1111/cfs.12345.
- Wulczyn, F. and Zimmerman, E. (2005) Sibling placements in longitudinal perspective. *Children and Youth Services Review*, 27, 741-763.
- Yu, J. and Gamble, W. (2008) Familial correlates of overt and relational aggression between young adolescent siblings. *Journal of Youth and Adolescence*, 37, 655.673

付録

### レビューに含めた研究一覧表

研究	参加者	データ出典	結果
Akin (2011) 、米国	3351 人の子どもた ちを 30〜42ヶ月 間の追跡	行政データベース	<ul> <li>完全に無傷のきょうだいの措置の子どもたちと措置を受けるきょうだいが全くいない子どもたちでは、完全に別々の措置とされた子どもたちよりも再統合の可能性が高い。</li> <li>完全に無傷のきょうだいの措置の子どもたちは、他の措置形態よりも後見人制度に移行して養育を終了する可能性が高い。</li> <li>完全に別々のきょうだいの措置の子どもたちよりも、完全に無傷のきょうだいの措置の子どもたちよりも、完全に無傷のきょうだいの措置の子どもたちの方が、養子縁組によって養育を終了する可能性が高い。</li> </ul>
Albert and King (2008) 、米国	調査期間中に養育を受けるきょうだいが少なくとも1人いる里親養育を受ける子ども602人。19ヶ月間の追跡	行政データベース	<ul> <li>きょうだいグループの規模、子ども同士の年齢差、養育開始のタイミングが措置状況と関連している。</li> <li>完全にまたは部分的に共に措置とされたきょうだいは、完全に別々の措置とされたきょうだいよりも早いペースで再会する。</li> <li>同月に養育を開始したきょうだいは、1ヶ月以上離れて養育を開始したきょうだいよりも、家族再統合の率が大幅に高くなっている。</li> <li>措置の安定性と完全に無傷なきょうだいの措置との関係が示唆された。</li> </ul>
Barth、Lloyd、 Green、James、 Leslie、Landsverk (2007)、米国	感情面や行動面で の問題の有無にか かわらず、養育を 受けている子ども 725名	子どもたちおよび 家族との面接。代 行養育者が記入し た CBCL	<ul> <li>きょうだいと同居している子どもは、きょうだいと一緒に暮らしていない子ども(または一人っ子)に比べて、感情面や行動面での問題を抱える可能性が低い。</li> <li>感情面や行動面での問題を抱える子どもたち(n=362)では、きょうだいと同居していない子どもたちの方が、より多く措置変更が予測された。</li> </ul>
研究	参加者	データ出典	結果

研究	参加者	データ出典	結果
Hegar and Rosenthal (2011) 、米国	養育を受けてい るきょうだいを 持つ、里親養育 を受ける子ども 1114 人	子ども、里親養育者、 教師のレポートを含む 行政データベース	<ul> <li>里親養育者、子ども、教師の報告によると、行動上の問題については、きょうだいの措置状況による全体的な違いは見られなかった。</li> <li>親族以外による養育では、教師は、完全に分離された(split)グループよりも、部分的に無傷の(splintered)グループの方が、問題のある外向性行動を多く報告した。</li> <li>教師による評価では、完全に無傷のきょうだいグループの学業成績は、部分的に無傷のきょうだいグループと分離されたきょうだいグループの両方を上回った。</li> <li>断片化されたきょうだいグループの子どもたちは、主な養育者への親近感や里親家庭の家族の人たちへの好意に関する質問に対して、分離されたグループの子どもたちよりも好意的な回答をした。</li> </ul>
Drapeau、Simard、 Beaudry and Charbonneau (2000)、カナダ	294 組のきょうだ いグループ (里 親養育を開始し た 150 組を含 む)	子どもたちのケースワーカーが記入した質問票	<ul> <li>里親養育できょうだいと引き離された子どもは、きょうだいと同居している子どもに比べて、年齢が高く、きょうだいとの年齢差が大きく、きょうだいグループの規模が大きい。</li> <li>きょうだいと引き離された子どもは、無傷のきょうだいグループの子どもに比べて、より多く措置の不安定性(過去の措置回数の増加)を経験する。</li> <li>きょうだいグループで生活している子どもたちは、きょうだいグループが分離されている子どもたちよりも、きょうだい関係が調和していると感じている。</li> <li>きょうだいグループで生活している子どもは、きょうだいグループが分離されている子どもに比べて、きょうだい関係の変化が少ない。</li> </ul>

	に追跡		きょうだいは、追跡調査時には問題が少ないと評価さ
Linares、 Li、Shrout (2007)、米 国	同時期に養育を開 始したきょうだい を持つ、里親養育 を受ける子ども 156人。14ヶ月後	実親と子どもた ちとの面接	<ul> <li>措置グループの形態(常に一緒、常に別々、最初は一緒だが今は別々)は、追跡調査時の子どもの行動上の問題に影響していなかった。</li> <li>継続的な措置を受ける(一緒または別々)きょうだいと比較して、初期の問題行動が多く委託不調とされた</li> </ul>
Leathers (2005) 、 米国	養育を受けてい るきょうだいを 少なくとも1人 持つ、197人の長 期里親養育を受 ける若者。5年間 の追跡	ケースワーカー および里親養育 者との面接	<ul> <li>きょうだいとの共同措置を経験した後に単独の措置を受けた若者は、一貫した数のきょうだいと共に措置を受けた若者に比べて、委託不調となるリスクが高かった。</li> <li>この関連性は、きょうだいの措置の履歴があって単独の措置を受けた者では、里親家庭での統合感や帰属感が弱いことが関与していた。</li> <li>単独の措置を受ける場合(養育期間中ずっと単独、またはきょうだいと共同措置の履歴がある場合)は、一貫してきょうだいと共同措置であった場合に比べて、養子縁組や後見人制度に移行する可能性が低いことがわかった。</li> <li>きょうだいの措置は、子どもが家に戻ったかどうか(家族再統合)とは関連がなかった。</li> </ul>
James、Monn、 Palinkas and Leslie (2008) 、 米国	里親養育の子 ども、または 養子縁組の子 ども 14 人	養育者への半構造化面接	<ul> <li>子ども同士の交流には、頻度と質に大きな差があった。</li> <li>措置履歴 (a. 一度も一緒に住んだことがない、b. かつて一緒に住んだことがあるが現在は別居している、c. 現在はきょうだいと共に措置) は、交流維持の重要な決定要因であった。</li> </ul>

Linares、 Jimenez、Nesci、 Pearson、Beller、 Edwards、Levin- Rector(2015)、 米国	里親養育で 同居している 22 ペアの きょうだい、介 きょうが (きょうか) だいの かる プロン と かい がい がい かい	観察されたきょうだい間の相互作用の質、仲介戦略およびきょうだいの攻撃性に関する里親養育者からの報告	<ul> <li>介入群のペアは、比較群のペアに比べて、遊びの中でのポジティブおよびネガティブな相互作用の質が高く、きょうだい間の衝突が少なかった。</li> <li>介入群の里親養育者は、比較群の里親養育者よりも、より多くの対立の仲裁難略を報告した。</li> <li>介入群の里親養育者は、比較群の里親養育者に比べて、年長の子どもから年少の子どもへのきょうだいの身体的攻撃が少なかったと報告した。</li> </ul>
McDowall (2015)、オース トラリア	家を を が を を も に に に に に に に に に に に に に	若者とケースワーカーの記入による調査	<ul> <li>すべてのきょうだいと同居していると答えた子どもは29%、一部のきょうだいと同居している子どもは35%、いずれのきょうだいとも同居していない子どもは36%であった。8~9歳の子どもの78%が少なくとも1人の養育を受けるきょうだいと同居しており、15~17歳の子どもの47%は養育を受けるすべてのきょうだいと別居していた。</li> <li>きょうだいと共に措置されたままであった子どもたちの方が、措置の安定性が増すことは明らかであった。</li> <li>ケースワーカーの報告によると、養育を受けるきょうだいと分離された、または部分的に分離された子どもの数は少なくなっている。</li> <li>ケースワーカーの17%は、彼らが保護している子どもたちをきょうだいと共に措置とすることにかなり成功した、あるいは非常に成功したと考えているが、30%はほとんど成功しなかった、または全く成功しなかったと報告している。</li> </ul>
研究	参加者	データ出典	結果

Rast および and Rast (2014) 、米 国	養育を受けるさよりだいを持つ、里 親養育を受ける子 ども834人。 対象者の半数 (n=417)が、や ようだいになる。 はったいになる を選続している。 を型親養では、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、	児童サービスの記録	・NTF サービスを受けている子どもたちは、従来の里親養育サービスを受けている子どもたちと比較して、措置の安定性、永続的な措置までの期間、里親養育費用が有意に改善した。
Richardson および and Yates (2014)、米国	最近のケアリーバー170人	3 時間の半構 造化面接(コ ンピュータ調 査を含む)	<ul> <li>きょうだいとの措置は、特に男性において、里親養育の 影響と経験をより一貫した形で語ることと関連している。</li> <li>里親委託できょうだいと過ごした時間の割合と、教育面 の成果との間には直接的な関係がある。</li> <li>里親委託できょうだいと過ごした時間の割合と、職業能力、住居の質、人間関係の適応、市民活動への参加との 間には関連性はない。</li> </ul>
研究	参加者	データ出典	結果

Shlonsky、Webster および and Needell (2003)、米国	里親養育を受けて いるきょうだいを 少なくとも 1 人持 つ、里親養育を受 けている子ども 11,718 人	行政データベース	<ul> <li>グループの規模が小さい場合、10代の子どもを含まない場合、最年長と最年少の年齢差が4歳未満である場合、親族による里親養育である場合、全員の養育開始の時期の差が30日以内の場合には、きょうだい全員が共に措置とされる可能性が高くなる。</li> <li>グループの規模が小さい場合、10代の子どもを含まない場合、最年長と最年少の年齢差が4歳未満である場合、親族による里親養育である場合、全員の養育開始の時期の差が30日以内の場合には、少なくとも1人のきょうだいと共に措置とされる可能性が高くなる。子どもたちが離ればなれになる場合、一番幼い子どもたちがきょうだいグループから離れてしまうことが多くなる。</li> <li>同性のきょうだいペアは、異性のきょうだいと比較して1.5倍の確率で共に措置とされた。</li> </ul>
Tarren-Sweeney お よび and Hazell (2005)、オース トラリア	養育者 (86%) または親族 (14%) による 養育を受ける 4 ~11歳の子ど も 347人	養育者によるベース ライン調査、CBCL、 ACC の記入。ケース ファイルの記録	<ul> <li>きょうだい全員から引き離された子どもたちは、少なくとも1人のきょうだいと共に措置とされた子どもたちと同様の措置の安定性を経験していた。</li> <li>きょうだい全員から引き離された少女は、少なくとも1人のきょうだいと同居している少女に比べて、精神的健康や社会性が劣っていた。</li> <li>養育開始時の年齢は、きょうだいの措置状況とは関連していなかった。</li> </ul>
Webster、 Shlonsky、Shaw および and Brookhart (2005) 、米国	養育を受けて いるきょうだ いを少なくと も 1 人持つ子 ど も 15,517 人。 1年間の追跡	行政データベース	<ul> <li>・最初に共に措置とされたきょうだい(完全に無傷または部分的に無傷)は、再会する可能性が高い。</li> <li>・きょうだいの養育開始から1ヶ月以内に養育を開始した子どもは、再会する可能性が高い。</li> <li>・きょうだいグループの規模は、家族再統合の可能性に影響しない。</li> </ul>
研究	参加者	データ出典	結果

Wojciak、McWey および and Helfrich (2013)、米国	里親養育を受ける 若者 152 人	全国調査からの抜粋データ。子どもたちから提供されたトラウマ対策およびきょうだい関係のデータ。養育者が記入したCBCL	<ul> <li>サンプルの大部分(74%)は、現在、きょうだいと 引き離されている。</li> <li>きょうだいと同居していない人のうち、4分の3近 くが月に1度かそれ以下の頻度できょうだいと会っ ており、3分の1はきょうだいと交流したことがな いと回答した。きょうだいから引き離された子ども たちの4分の3は、きょうだいとより多く交流する ことを望んでいた。</li> <li>若者たちが報告しているように、肯定的なきょうだい関係 は、内面化症状に対するトラウマの影響を有意に介在 していた。</li> </ul>
Wojciak (2016) 、 米国	養育を受ける若 者のきょうだい 関係を強化する ために設けられ たキャンプに1 週間滞在した、 里親養育を受け る子ども173人	若者たちが記入した調査	<ul> <li>里親養育を受ける若者にとってのきょうだいの重要性は、5つのテーマに集約されていた。</li> <li>a) 絆:誰かとつながっていて、一人ではないとわかること。</li> <li>b) 頼れる:人に頼ることができないと感じるときに頼ることができる人。</li> <li>c) 満足感:何があっても愛してくれる人。</li> <li>d) 絶望:離れ離れになってしまったことで経験する悲しみ。</li> <li>・分離:きょうだいとの関係への影響。</li> </ul>
研究	参加者	データ出典	結果

Wulczyn および and Zimmerman (2005)、米国	養育を受けるき ょうだいを持 つ、里親養育を 開始した子ども 106,563人。4年	行政データベース	<ul> <li>きょうだいは同じ日に養育を開始することが多いが、その割合は養育を開始するグループの半数にも及ばない。</li> <li>きょうだいに続いて後から里親養育を開始した子どもは、同じ日に里親養育を開始したきょうだいと比</li> </ul>
	間の追跡		べて、きょうだいと共に措置とされる可能性が非常に低くなる。  ・ 少人数のきょうだいグループや親族による養育の開始は、無傷の措置となることが多い。  ・ 措置時点よりも6ヵ月後の時点で、養育を継続している子どもの割合は、無傷のきょうだいグループが多かった。
			e) 養育を継続している離れ離れのきょうだいは、時間の経過とともに一緒に養育されることがあるが、きょうだいが一緒に養育される可能性は、きょうだいグループの規模や措置形態に影響される。

HTTP://REESCENTRE.EDUCATION.OX.AC.UK

リースセンターは、世界的に独立した児童サービスプロバイダーである Core Assets 社とその他の資金提供者による支援を受けている。

早稲田大学研究院総合研究機構 社会的養育研究所 監訳チーム

担当: 三輪 清子 (明治学院大学) 2022 (令和 4) 年 2 月

